

無登録業者等に係る情報等の報告に関する規則

2018 年 7 月 30 日

(2020年4月30日 一部改正)

(2026年6月15日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「本協会」という。）の会員が、暗号資産交換業の利用者又は暗号資産関連デリバティブ取引業の顧客の利益を保護するために必要な情報を取得した場合における当該情報の本協会への報告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で「情報」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 63 条の 2 の登録を受けないで暗号資産交換業を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う暗号資産交換業に関する情報
- (2) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 29 条の登録を受けないで暗号資産関連デリバティブ取引業を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う暗号資産デリバティブ取引業に関する情報
- (3) その他暗号資産交換業の利用者又は暗号資産関連デリバティブ取引業の顧客の利益を保護するために協会が必要と認める情報

(情報の報告)

第 3 条 暗号資産交換業に係る業務を行う会員は、前条第 1 号に規定する情報又は前条第 3 号に規定する情報のうち暗号資産交換業の利用者の利益を保護するために協会が必要と認める情報を取得したときは、文書または電子メールにより本協会に報告するものとする。

2. 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る業務を行う会員は、前条第 2 号に規定する情報又は前条第 3 号に規定する情報のうち暗号資産関連デリバティブ取引業の顧客の利益を保護するために協会が必要と認める情報を取得したときは、文書または電子メールにより本協会に報告するものとする。

(情報の提供)

第 4 条 本協会は、その保有する第 2 条に規定する情報について、会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き当該情報を提供しなければならない。

(情報の利用)

第 5 条 本協会の役員および職員は、その保有する第 2 条に規定する情報を定款第 5 条に規定する業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

附則 この規程の施行期日は、理事会において別に定める。

附則(2020年4月30日 一部改正)

本改正は、2020年5月1日から施行する。

附則(2026年6月15日 一部改正)

本改正は、2026年6月30日から施行する。